

当座勘定規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
1.（当座勘定への受入れ）	1.（当座勘定への受入れ）		
(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。	(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、 <u>普通為替証書、配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。		<u>削除</u>
			（省略）
（令和8年9月1日現在）	（令和8年4月1日現在）		

附 則
（実施日）

この規定は、令和8年9月1日から実施する。

普通貯金規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
			(省略)
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)		
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		<u>削除</u>
			(省略)
(令和8年9月1日現在)	(令和7年4月1日現在)		

附 則
(実施日)

この規定は、令和8年9月1日から実施する。

普通貯金無利息型（決済用）規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
			(省略)
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)		
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		<u>削除</u>
			(省略)
(令和8年9月1日現在)	(令和7年4月1日現在)		

附 則
(実施日)

この規定は、令和8年9月1日から実施する。

貯蓄貯金規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
			(省略)
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)		
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		<u>削除</u>
			(省略)
(令和8年9月1日現在)	(令和6年4月1日現在)		

附 則
(実施日)

この規定は、令和8年9月1日から実施する。

納税準備貯金規定 新旧対照表

新	旧	備考	差異
			(省略)
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)		
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。	(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証</u> その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。		<u>削除</u>
			(省略)
(令和8年9月1日現在)	(令和8年4月1日現在)		

附 則
(実施日)

この規定は、令和8年9月1日から実施する。